

令和6年度  
板橋区いじめ問題対策連絡協議会

令和6年11月12日

板橋区 総務課

# 令和6年度 板橋区いじめ問題対策連絡協議会

日 時：令和6年11月12日（火）

開 会：午後2時00分

閉 会：午後3時00分

会 場：教育支援センター研修室

## 次 第

---

### 1 開 会

### 2 委員委嘱

### 3 会長挨拶

### 4 議 題

- (1) 板橋区いじめ問題対策連絡協議会について
- (2) 板橋区いじめ防止対策基本方針の改訂について
- (3) 板橋区立学校におけるいじめの状況等について
  - ①令和5年度板橋区立学校におけるいじめの状況について
  - ②令和5年度学校非公式サイト対策について
  - ③令和5年度板橋区「いじめ110番」「いじめメール相談」の状況について
- (4) 板橋区いじめ問題専門委員会の開催状況について
- (5) 関係機関のいじめ問題への対応について

### 5 意見交換

### 6 閉 会

---

#### 【配付資料】

- 資料1 板橋区いじめ問題対策連絡協議会委員名簿
- 資料2 板橋区いじめ問題対策連絡協議会について
- 資料3 板橋区いじめ防止対策基本方針の改訂について
- 資料4-1 令和5年度板橋区立学校におけるいじめの状況について
- 資料4-2 令和5年度学校非公式サイト対策について（学校ネットパトロール事業報告）
- 資料4-3 令和5年度板橋区「いじめ110番」「いじめメール相談」の状況について
- 資料5 板橋区いじめ問題専門委員会の開催状況について

○総務課長

本日は、お忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。  
ただいまから、令和6年度板橋区いじめ問題対策連絡協議会を開会いたします。

本協議会につきましては、今年度は改選期となり、本年11月より委嘱期間を2年間として、協議会委員の委嘱をさせていただきます。

本来ですと、皆様お1人お1人に会長より委嘱状をお渡しさせていただくところですが、皆様のお席の上に委嘱状を配付させていただくことで、委嘱に代えさせていただきます。

なお、委員名簿につきましては、資料1のとおりでございますので、ご確認いただければと存じます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、はじめに本協議会会長の坂本区長からご挨拶を申し上げます。

○区長

皆様、こんにちは。

本日は、大変お忙しい中、「板橋区いじめ問題対策連絡協議会」にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

皆様に日頃からいじめの未然防止に向けて、多大なるご尽力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、板橋区では、平成26年度に「東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念組織等に関する条例」に基づきまして、「いじめ問題対策連絡協議会」を設置いたしまして、いじめの未然防止、また早期発見、早期対応及び早期解決に向けましての関係機関団体との連携を図り、取り組んでいるところでございます。

本日は、区立学校におけるいじめの状況や、令和6年1月に改訂しました「板橋区いじめ防止対策基本方針」などについて、報告をさせていただきます。

また、本日ご出席いただいております皆様の活動状況などについてもお話をさせていただきますながら、有意義な意見交換ができればと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○総務課長

有難うございました。

それでは、ここからの議事進行につきましては、会長の坂本区長にお願いいたします。

○区長

それでは、早速ではございますが、次第の内容に沿って、議事を進行させていただきます。

はじめに、「板橋区いじめ問題対策連絡協議会」についてですが、資料2のとおりですので、後ほどご覧いただきたいと思います。

続きまして、「板橋区いじめ防止対策基本方針の改訂」について、事務局から説明をお願いいたします。

○指導室長

それでは、資料3をご覧ください。

「板橋区いじめ防止対策基本方針の改訂」についてご説明いたします。

板橋区では、平成25年6月28日に公布されたいじめ防止対策推進法第12条の規定を受け、平成26年11月に「板橋区いじめ防止対策基本方針」を策定いたしました。

その後、本区においては、平成28年に発生したいじめ重大事態の調査主体である「板橋区いじめの重大事態再調査委員会」より、令和4年2月にいじめ重大事態再発防止に関する提言がなされたことを受け、これを踏まえた基本方針の改訂を行うこととし、この度の改訂となりました。

主な改訂内容としましては、学校ごとの基本方針を策定する際の指針となるよう、これまで定めていた基本理念と、基本方針の三本柱は継承するとともに、再発防止に関する提言を踏まえた内容も追加しております。また、板橋区における各部署によるいじめの未然防止等の対策については、社会情勢の変化により、各施策が改変されることを踏まえ、このたびの基本方針から削除しております。

一方、新たにいじめの解消や、重大事態における組織的対応の流れを加えました。

詳しくは資料3や、「板橋区いじめ防止対策基本方針改訂版」をご覧ください。

なお、改訂した箇所は、網掛けで示させていただいております。

以上でございます。

○区長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問がございましたら、ご発言をお願いします。

よろしいでしょうか。

ご質問はないようですので、続きまして、「板橋区立学校におけるいじめの状況について」、事務局から説明をお願いいたします。

○指導室長

それでは、資料4-1をご覧ください。

令和5年度板橋区暴力行為いじめ不登校の状況に関する調査からの抜粋でございます。

まず、板橋区におけるいじめの認知件数及び解消率についてです。資料の中程の表になります。令和5年度いじめ認知件数の総数は5,032件でございました。

小学校で4,742件、中学校で290件の認知で、令和4年度と比較すると、小学校で59件の増加、中学校で127件減少しております。

いじめの解消率については、小学校では62.4%、中学校では67.2%でございます。

昨年度と比べると、小学校・中学校ともに増加をしております。

認知件数は、昨年度と比べると、中学校では減少しておりますが、小・中学校合わせておよそ5,000件であることを考えると、昨年度と同様に、いじめの定義の理解が進み、アンケート等を活用して、児童生徒の状況を適切に捉えることができるようになってきたことが原因として挙げられます。

解消率につきましては、引き続き機会をとらえて、いじめの解消について、指導・助言を行い、適切に判断できるようにしていく必要がございます。

今後も、軽微なトラブルであっても、いじめの定義に基づいて正しく認知し、本人及び保護者に寄り添い、解消に至るまで、適切かつ丁寧な対応をしていくよう各学校に指導してまいります。

続いて2ページをご覧ください。

いじめの態様及びいじめの発見のきっかけについてです。

いじめの態様については、小・中学校ともに、「冷やかしゃからかい、悪口やおど

し文句、嫌なことを言われる。」が最も多く、小学校は3,859件で全体の73.6%、中学校は206件で全体の60.6%を占めております。

2番目に多いのが、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。」、3番目が、小学校では、「仲間はずれ、集団による無視をされる。」、中学校では、「パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷や嫌なことをされる。」となっております。

いじめの発見のきっかけにつきましては、小・中学校ともに、「学校の教職員等が発見した」が最も多く、小学校で全体の78%、中学校で67.6%を占めております。

これは、いじめの定義が浸透し、教職員のいじめに対する感度が上がったものと捉えることができます。教職員のさらなるいじめの理解を促すために、今後も継続的に指導してまいります。

また、「アンケート調査」での発見も2番目に多いことから、アンケート調査は有効であると捉えております。被害児童生徒の中には、教員や保護者に直接訴えることができないものも多くいると考えられることから、本区独自の年間3回以上のアンケート調査を実施してまいります。

今後も、校長会生活指導主任研修会、学校訪問等を通じて、法によるいじめの定義や対応方法の理解が深まるように繰り返し啓発するとともに、いじめの未然防止や早期発見に努め、いじめを発見した場合には、組織的に対応し、いじめの見逃しゼロという視点とともに、解消に至るまでの丁寧な対応も一層重視してまいります。

続きまして、「いじめの重大事態」でございます。令和5年度はいじめの重大事態の発生件数は、4件となっております。

続きまして、「いじめ問題への主な取組」についてです。

3ページをご覧ください。

教育委員会及び各学校では、この資料の3ページに記載しております取組を実施しております。上から8項目目に掲載しております「スクールロイヤー制度」、こちらについては、以前は、学校から弁護士に相談する際は、教育委員会事務局を仲介する仕組みでしたが、より迅速に対応できるようにするため、学校管理職から、直接弁護士に相談できるように、令和元年度から改めて体制を整備いたしました。

また、今年度9月からは、板橋区法曹会と検討を重ねて、いじめの重大事態の疑いがある案件については、学校いじめ防止等対策委員会へ参加し、初動の対応方針や考え方等、法的な観点での助言が受けられるように整備いたしました。

続きまして、11項目目に記載の「板橋区スクールカウンセラーの配置」につきましては、令和5年度から児童・保護者の相談機会を増やし、アウトリーチ型の支援ができるように、区でカウンセラーを採用して中学校22校に配置をしております。その他にも、10項目目にあります「夏季休業明け前アンケート調査全校実施」、こちらにつきましては、夏季休業明け前に不安等を抱えた児童・生徒がいないか、1人1台端末を活用してアンケートを行い、面談をするなどの対応も継続して行っております。

令和5年度以降の取り組みとしては、いじめ問題の現状を踏まえて、「板橋区いじめ防止対策基本方針の改訂」、その補助資料として「板橋区いじめ問題対応の手引き」を作成いたしました。

令和6年8月30日に、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が改訂さ

れたことを踏まえ、学校調査においても、第三者を置くことができるような仕組みづくりを検討し、持続可能な方法で整備を進めていきたいと考えております。

今後も、「いじめ防止基本方針」の周知徹底を図り、いじめの重大事態の対応を一層強化していきたいと考えております。「令和5年度板橋区立学校におけるいじめの状況について」の報告は、以上でございます。

続きまして、資料4-2をご覧ください。

「令和5年度学校非公式サイト対策」につきましてご説明いたします。学校ネットパトロール事業報告でございます。

実績報告をする前に、まずは学校ネットパトロールについてご説明いたします。

当事業は、区立小・中学校が運営する公式サイトからリンクされていないWebサイトに、児童や生徒に関する投稿がないかを継続的に監視することで、いじめや児童・生徒の犯罪等の早期発見、未然防止を目的に実施しております。モデル実施期間を経て、平成26年度から年間を通した実施となっております。

それでは、令和5年度学校ネットパトロール事業の実績について、ご報告いたします。

まず、項番の1、リスクレベル別投稿件数をご覧ください。

令和5年度は、小学校は0件、中学校は26件となっております。なお、中学校26件すべてが、緊急性はないが、必要に応じて適切な指導対応等が望ましい内容として、「要注意」に分類されております。

続きまして、項番の2、投稿分類別の件数をご覧ください。

中学校26件を投稿内容別に分類いたしますと、「いじめ・中傷表現」が20件、「トラブル」が4件、「その他」が2件となっております。「いじめ・中傷表現」の報告数は、令和4年度の15件から令和5年度は20件と増加しております。引き続き、学校と情報共有を図り、早期の指導等を行ってまいります。報告案件の取り扱いですが、毎月業者から送付される報告書を各校宛に配布し、調査結果を児童・生徒の指導に活用しております。

特に、上記に示したリスクレベルの「緊急」、「要削除」に該当する投稿があった場合は、関係児童生徒へ必ず指導を行い、指導室へ対応報告書を提出するよう要請をしております。

以上でございます。

○教育支援センター所長

それでは、資料4-3、「令和5年度 板橋区「いじめ110番」「いじめメール相談」の状況について」、ご説明をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

本事業につきましては、いじめを受けている、受けていると感じている児童・生徒やその保護者からの相談を、電話またはメールで受け付けるために、教育支援センターに設置している相談窓口になります。

項番1、「いじめ110番」について、ご説明いたします。いじめ110番は電話相談の窓口です。月曜日から金曜日の9時から17時まで受け付けておまして、夜間・休日等につきましては、留守番電話で対応しております。メッセージがあった場合には、翌営業日に速やかに対応しております。電話窓口には、いじめを始めとした学校問題への対応経験の豊富な学校管理職経験者であります学校相談アドバイザーを配置しており、相談に対して傾聴しながら、指導主事とともに状況の確認や解決に向けた対応を行っております。5年度の件数になりますが、35件となっております。

ります。前年度と比較いたしまして、5件の増となっております。月別・校種別の件数につきましては、資料の表のとおりでございます。校種の「区・その他」は、匿名の相談者、または校種を明かしていない方からの相談となっております。

5年度の件数に関しましては、35件のうち、児童から直接の相談は2件ございました。その他の33件は、保護者や地域の方からの相談でした。

項番2、「いじめメール相談」についてです。こちらは電子メールでの相談になります。区のホームページ内に、メール相談のページを設けておりまして、そこから入力フォームにアクセスできるようになっております。ご相談者様が、返信を要するにチェックを入れていた場合には、速やかに返信し、その後は必要に応じて電話での対応をしております。今年度の件数は、（記載させていただいたとおり14件となっております。前年度と比較して、14件の減となっております。月別・校種別の件数につきましては、資料の表のとおりでございます。児童・生徒からの相談はなく、すべて保護者や地域の方からの相談になっておりました。ご相談いただきました案件の取り扱いですが、まずは教育委員会事務局内部の関連所管で情報共有をするとともに、相談の内容から、学校、学年、学級等が明らかである場合には、学校に対して、情報提供し、状況の確認と必要な対応を促しております。

今後も、周知啓発活動に力を入れていくとともに、相談された案件につきましては、学校とともに早期対応・早期解決に努めてまいります。

報告は以上となります。

#### ○区長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、質問がございましたらご発言をお願いします。

ご質問がないようでございますので、進行させていただきます。

続きまして、「板橋区いじめ問題専門委員会の開催状況について」、事務局から説明をお願いいたします。

#### ○指導室長

それでは、資料5、「板橋区いじめ問題専門委員会の開催状況について」ご説明いたします。

板橋区教育委員会では、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成26年から「板橋区いじめ問題専門委員会」を設置しております。前報告以降の令和5年11月から令和6年10月までの活動内容について、報告をさせていただきます。

令和5年度についてですが、令和5年の6月8日及び8月29日開催分は、前報告させていただきましたので、令和5年度は計4回開催したことを報告させていただきます。令和6年度につきましては、10月1日に1回開催したところです。検討内容としては、「板橋区立学校園におけるいじめの状況について」、それから「いじめ防止対策推進法の規定によるいじめの重大事態について」でした。

それでは、資料の裏面をご覧ください。「専門調査部会の設置について」でございます。いじめ問題専門委員会では、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定する「いじめ重大事態」であるとして、板橋区教育委員会からの諮問に基づき、調査部会を3つ設置しているところであります。

調査部会①につきましては、調査事案は区立小学校で発生した同学年児童間のトラブル、調査状況につきましては、令和5年2月2日から調査中でございます。調査員の構成につきましては、いじめ問題専門委員及び専門調査員、弁護士、有識

者、医師の5名でございます。なお、専門調査員とは、いじめ問題専門委員会規則第8条に、「専門委員会は、専門事項を調査させるため、専門調査員を置くことができる」とありまして、いじめ問題専門委員以外の方にも調査をお願いできることとなっております。例えば、弁護士であれば、弁護士団体などの職能団体に推薦依頼をして、委嘱しているものであります。

続いて、調査部会②についてです。こちらにつきましては、調査事案は、区立小学校で発生した同学年児童間のトラブル、調査状況につきましては令和5年8月29日から調査中でございます。調査員の構成は、いじめ問題専門委員及び専門調査員、弁護士、心理士の3名でございます。

続いて調査部会③につきましては、区立小学校で発生した児童間のトラブル、調査状況は令和6年3月5日から調査中でございます。調査員の構成は、いじめ問題専門委員及び専門調査員、弁護士2名、それから心理士の3名というようになっております。以上でございます。

○区長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

それでは、委員、お願いいたします。

○委員

今の調査部会のところについて、少し質問させていただきます。

調査部会の委員の構成ですが、いじめ問題専門委員及び専門調査員という表記になっていて、その専門調査員というのは、いじめ問題専門委員ではない方なのかどうか、右側の括弧の中の弁護士2名、心理士という人達が別だとするとその3名という人数との関係がわかりにくかったものですから、そこを伺いたいと思いました。

○区長

有難うございます。指導室長からお願いいたします。

○指導室長

今のご質問につきまして、調査委員は専門委員とは別の者になっております。また、こちらの弁護士は、例えば、調査部会②ですと、弁護士2名のうち1名が専門員で、1名が専門調査員というようになっております。以上でございます。

○委員

ありがとうございました。

○区長

他にいかがでしょうか。

他に、ご質問がないようですので、先に進めさせていただきます。

それでは、「関係機関のいじめ問題への対応について」進めさせていただきたいと思っております。

私の方からご指名させていただき、その後意見交換を行う形で進めさせていただきたいと思っております。

はじめに、幼稚園におけるご対応についてお話をさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○委員

日頃から、お世話になっております。また、いろいろと勉強させていただき、有

難うございます。昨日の新聞を読んでいたら、日本全国の小中高の不登校が34万人いるということでした。その中にいじめ問題で不登校になった子もいると思いますけれども、幼児教育、幼稚園の中では、いじめはほとんどありません。

昔、お友達のお靴を隠してしまう子がいましたけれども、そういう子には、自分がお靴なくなったらどうする、幼稚園の中を裸足で歩くことになるよと、自分がそうされたら困ることをお友達にやってはいけないよということを、叱らずに、具体的にいつもお話しするようにしています。その子は、ちゃんと理解して、そういうからかいのようなことはしなくなりました。現在、例えば、僕が朝の当番で門の前で挨拶をする時や、当番ではないときも、園児が外で自由遊びをしているときは、園庭を見回って、子どもたちの様子を見ています。お昼の自由遊び、午後保育の時も、やはり園庭に出て、子どもたちを見回っているのですけれども、みんなスケーターや三輪車を奪い合うとか、すべり台に乗るのに横入りするとか、そういうことは全然ないですね。今、学年色別で4年保育の黄色い帽子のお子さんがありますけれども、大きい子たちは結構小さい子と手をつないだり、面倒を見たりしています。今のところ、問題なく保育ができています。先生方にも、年度初めに、本格的ないじめではなくても、そういういじめのようなことがもしあったら、先ほどのお靴の件のように、ランドセルでもそうですけれども、そういうことがないように、先生方もよく子どもたちを観察して、何かあったら職員会のような打ち合わせがありますので、そこで報告するようにお話ししてあります。

本当に、今までもトラブルというものはありませんので、これからもそういうことがないように、我々が気をつけていきたいなと思っております。

先ほど、資料で幼稚園保育園はゼロってありましたけれども、本当にそのとおりだと思います。今後もそういうことがあったらいけないと思って、また、卒業する子どもたちが、小・中学校に行って、いじめることにならないで欲しいなといつも願っているところであります。

以上です。

○区長

ありがとうございました。

幼稚園での対応状況について、お話をいただきました。

続きまして、学校における対応についてお話をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員

今、幼稚園ではありませんというお話でしたが、小・中学校は数字が出ているように、いじめが起こること、いじめやそういったトラブルが起こることはある意味大前提で、それをいかに未然に防ぐか、早期に対応するかというところが大事なところで行っています。

我が校でも、先週7年生の女の子の靴の片方が、別の靴箱に動かされていたということがありました。本人が、友達と一緒に職員室に来て、こういうことがありましたと訴えてきたので、いじめかいたずらはわからなかったのですけれども、やはりきっかけとなつてはいけないと思ったので、先生達とすぐ話をして、まずは、そういうことが起きないように、登校したら靴を職員室に持って行くように伝えて、職員室で預かり、下校の時には、また返すという対応を、しばらくの間行いました。

また、子ども達にそのことをきちんと知らせ、どう考えるのかということ、

学年朝礼等で投げ返して、学級委員や生活委員の子達を集めて、どうやって自分たちが安心して生活できる環境にしていっていいのかということについて、今対策を考えさせているところです。すぐにそれをいじめというように断定しているものではありませんが、小さい芽のうちに早目に対応していくことが、必要かなというところで行っています。本校の場合は、月曜日に生活指導部会を行っています。各学年の生活指導の担当者が集まって情報交換を行い、対応策を協議しています。火曜日には、学年主任が集まる運営委員会を行っています。そこでも情報交換を行っています。水曜日は、特別支援教育委員会、いわゆる校内委員会を行っています。そこでは課題のある子の情報交換を行っています。

そういったところで、教員と管理職とで、情報を常時把握できるような体制を作ろうということで取り組んでいます。

また、先ほど指導室長から報告があったように、スクールカウンセラーを複数配置にさせていただいたり、スクールソーシャルワーカーを去年から配置させていただいたり、また中学校には不登校を中心とした別室対応の人間を配置させていただいたり等の環境を作っていたりしていますので、子ども達にとっては、先生だけではなくいろいろな人に話ができるという環境が整っています。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーからこんなことを話していましたという話がある場合もありますので、そういうことが大事かなというように思っています。

アンケートや投書箱、また、校長室のドアを開けておいて、すぐに飛び込めるような環境を作るといったすぐに相談できる環境があることが大事かなというように思っています。未然防止とともに、早く発見するというのと、早期に対応すること、そして、解決に動いていくことが大事かなというように考えて取り組んでいます。

それでも、先ほど報告があったように、4件の重大事態が昨年度起こっています。校長会等を通じて、具体的にどんなことが起こっているのかということや共有はしているのですけれども、なかなかやはり具体的に、どこでどううまくいかなかったのか、対応のどこが悪かったのかということがなかなか掴みにくいといった現状があります。そういう意味では、学校名や個人名を必要とするものではありませんけれども、具体的に何がいけなかったのか、どの対応に課題があったのかというようなことを、具体的に各学校の校長や生活指導主任の方に、もっとも教えていただくと、それをまた参考にして、我々は学び、対応力が高まっていくのかなと考えているところです。

これからも、小さなことを見逃さずに対応していきますが、子どもたちは様々なトラブルの中で成長していくことも間違いないと思いますので、そこにきちんと対応していくということが大事だと思います。いじめがないことを目指してはいきたいと思いますが、子どもたちがトラブルの中で一つ一つ学び成長していくことも大事にしながら、学校を運営していきたいなというように思っています。

以上です。

○区長

ありがとうございました。

中学校における対応状況について、お話をいただきました。

続きまして、保護者並びにPTAの視点からのお話をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員

まず、日頃より PTA 活動にご理解、ご協力をいただきまして有難うございます。いじめを未然に防止し、早期発見のためにこのようなたくさんの取り組みを実施していただき、ありがとうございます。今後も、子ども達が安心して、学校に通えるようにお力添えをよろしくお願いいたします。

これから、保護者として私の意見を述べさせていただきたいと思えます。

私には、中学生と小学生の子どもがおります。低学年の頃は子どもっていろいろと話をしてくれるのですけれども、年齢が上がるにつれて、親に話をしてくれなくなっていきます。先ほどの資料 4-1 の中に書いてあったとおり、いじめの発見のきっかけが本人の保護者からというのが、小学生で 147 件、中学生で 9 件ということですが、この見つかった件数は、低いのかなと思います。子ども達をよく見てはいるのですけれども、保護者もやはりなかなか気づかない部分が多いというのがあります。

そして、子どもたちは、あまり深く考えずに何気ない言葉を友達に投げかけて、その子どもが傷を負ってしまい、いじめや喧嘩の発端になってしまう場合も結構あると思います。その場合、本来であれば、保護者同士で話し合っ、情報共有して仲直りをするという形が一番良いと思います。ただ、昔はあった連絡網も今はなく、連絡する手段もなくなってしまい、コロナ禍もあって、交流の場がかなり減ってしまい、お友達のご家庭がどういった暮らしをしているのか全くわからないというのが実情です。その中で、親同士のコミュニケーションが本当に少なく、結局学校の先生を介しての話し合いになり、第三者が間に入ってしまうと、どうしても話が曲がってしまい、トラブルの元になってしまうのではないかと私は思います。

先ほどお話しましたように、やはり当事者間同士で話し合いを行う事が、一番の解決の近道だと思っております。そういった子ども同士のトラブルは、保護者のみならず、教員やその他の方もたくさん負の影響を与えてしまうと思うので、密に保護者同士のコミュニケーションを、イベントやお祭りといったもので交流を図って、うまく話し合いをしていきたいなと思っております。

これからも、各学校それぞれのやり方がありますけれども、PTA としてイベントやお祭りを行い、そういった中でコミュニケーションを取っていききたいと思っております。今、PTA 自体もかなり人数が減っていますが、話し合いを行って、仲間を増やしていきたいと思っております。

以上、私からの意見です。

#### ○区長

ありがとうございました。小・中学校における PTA の保護者の立場から、普段感じていることをお話いただきました。

続きまして、学校におけるご対応について、お話をいただきたいと思えます。よろしくお願い申し上げます。

#### ○委員

よろしくお願いいたします。

本校の例になりますが、年間 3 回いじめに関するアンケートを行い、その中で、不安を感じている、あるいはいじめがある、あるいはいじめを見たというような回答があった場合は、学年で共有して、すぐ管理職に報告しつつ対応していくということを、公立と全く同じように行っているところでございます。

ただ、このアンケートで発見できるもの、あるいは訴えてくるものというのは、ごく一部と思っております。やはり、普段の生活の中で、担任あるいは部活動の顧

問が、常にいろいろな情報をキャッチして、ことを大きくする必要はないですけども、正確に情報を掴んで、他の教員と共有するということが、特に注意して行っているところです。一方的な情報で大丈夫という判断はしないようにとお願いしております。教員としても、先ほどの委員のお話にもありましたように、ないというよりは、いじめは起こりうるものと思って対応するようにしております。また、いじめた側にもきちんと指導するわけですけども、やはり保護者に対しては、今は指導がなかなか難しい時代で、伝えたいことがなかなか伝わらず、対応していきたいということを提案するのですけれども、うちの子がなぜという話になってしまうことが往々にしてございます。小さなことでも大事に丁寧に扱っていくということで、少々手間がかかっても、親御さんにきちんとわかっていただいて、よりよい学校生活、そして正しいことを正しいと判断できるような子どもになって欲しいと思い、指導しているところです。

また、わが校では、道徳の授業も行っており、道徳の資料の中には、「ピンクシャツデー」というものがあります。これは、生徒がいじめを見たときに自分たちでどうやったら排除できるだろう、どうやったらいじめている側の子ども達にわかってもらえるだろうと考え、行動を起こしたという例を取り上げた教材で、本当に勉強になるなどと思って、教員も生徒と共に丁寧に学習しているところです。

以上でございます。

#### ○区長

学校における対応状況をお話いただきました。ありがとうございます。

続きまして、教育委員会におけるいじめ問題への対応について、教育長からお願い申し上げます。

#### ○教育長

先ほど、議題3及び議題4で、指導室長と教育支援センター所長から、教育委員会の詳しい取組については報告させていただきましたので、私からは文部科学省のデータも含めて、概括的な取組報告をさせていただきます。

いじめ対策を総合的に定めた「いじめ防止対策推進法」が、議員立法として施行されてから、11年が経ちました。この法律では、いじめの定義を「被害を受けた子どもが心身の苦痛を感じているもの」と明確化しています。学校の教員や周囲の大人が、その行為自体をいじめと捉えなかったり、行為をした子どもがいじめのつもりではなかったりするからといって、これくらいいたしたことではないとか、これはいじめではないと見逃したりすることがないように、被害を受けた子どもに寄り添って判断しようとして定義されたものです。いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるとの考えのもと、いじめゼロというよりも、いじめ見逃しゼロを目指していくことが重要であると考えています。

文部科学省が公表した令和5年度のいじめの認知件数は全国で73万2,568件であり、前年度に比べ7.4%増加しました。文部科学省では、いじめの認知件数の増加の背景について、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったことや、アンケートや教育相談の充実などによる生徒に対する見取りの精緻化、SNS等のネット上のいじめについての積極的な認知が進んだことなどが考えられると分析しています。

区立学校においては、文部科学省の分析同様、いじめの積極的認知が進んでいる一方で、あくまでも社会通念上のいじめのみをもっていじめと認識しているケースも存在します。学校でも機会をとらえて、いじめの定義について繰り返し周知する

とともに、教育委員会として引き続き発信していく必要があると考えています。

また、全国でのいじめの重大事態の件数は1,306件であり、前年度に比べ42.1%増加しました。文部科学省は、増加の背景としていじめ防止対策推進法の理解が進んだことによる積極的な認定や保護者の意向を尊重した対応がなされていると評価する一方で、いじめ重大事態として把握する以前には、いじめとして認知していなかった件数が490件であり、いまだ学校としていじめの認知に課題があると分析しています。このいじめの重大事態においては、とりわけ注意すべきことは、いじめにより当該学校に在籍する児童等が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときとされる、いわゆる不登校重大事態です。いじめの内容ではなく、いじめを起因として不登校になってしまった児童・生徒について、学校をはじめ教育委員会においても、しっかりとモニタリングしていく必要性を感じています。不登校になった要因は、無気力不安が大多数ですが、きっかけが本当は何であったのかを把握し、適切に対応していく必要があります。なぜなら、不登校になってしまった後に、相当経ってから実はいじめだったという事になりますと、その対応が、後手になってしまうということがございますので、そのあたりは、そうならないようにしっかりやっていく必要があると感じています。不登校重大事態のほか、生命や心身、財産に重大な被害を生じたときを定義する重大事態もございますが、いずれにしましても、重大事態はいじめを受けた児童・生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える深刻な事態であることから、いじめ重大事態にさせないことが何より重要です。そのためには、繰り返しになりますが、いじめゼロというよりも、いじめ見逃しゼロを目指し、いじめの早期発見、早期対応に徹することが重要であると考え、引き続き、「板橋区いじめ防止対策基本方針」に則り、教育委員会としてもしっかりと取り組んでまいります。

以上です。

○区長

ありがとうございました。教育長からは、教育委員会におけるいじめ問題の対応状況についてお話をいただきました。

続きまして、学識経験者の委員からお願いしたいと存じます。いじめ問題への対応等についてお話をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員

いじめ問題専門委員会の委員長を仰せつかっております。着座にて失礼します。

私は、もともとは新聞記者を長くやっておりました。なので、批判的な視点をどうしても持つてしまうのですけれども、今からお話することが、釈迦に説法であればありがたいと思いますが、必ずしもそうではないかもしれませんので、いくつかお話をさせていただきたいと思います。

先ほど、いじめ重大事態の件数が増えて、1,306件だったという教育長からのご報告がありましたけれども、同時に今年の8月だったと思いますが「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が改定されたということも、先ほど事務局から報告がありました。本日の会議資料の中に、その改訂されたガイドラインはないですけれども、今までよりかなり詳しく書かれています。重大事態というと、少し距離感があると思うのですけれども、平常時から重大事態にならないようにということが相当詳しく書かれているということは、いじめに関わる方皆さんにこれを読んでもらいたいということが、まず1点です。学校や教育委員会に、ここまで求めるのかというような内容になっていますので、本当は、これでいいのかということ

についても、お声を上げていただいてもいいのかなと思っているぐらいです。

本日の資料の中にあるいじめ防止対策推進法については、そもそもこの法律が今のままでいいのかということについて、専門家である弁護士から、弁護士会からも含めて、随分言われています。けれど、それを改訂するという話にはなっておりません。資料3の9ページに推進法があり、その中に定義として書かれていますが、先ほど幼稚園ではいじめはありませんというお話もありました。これは解釈として正しいと思います。この法律によると、いじめは幼稚園ではありえないです。というのは、第二条の学校の中に学校教育法では認められている幼稚園はなく、児童等というのは学校に在籍する児童または生徒とありますので、幼稚園を対象にしている法律ではないということです。こういったことも含めて、いじめの定義が広すぎるといっては既に言われておりますけれども、早期発見のために必要だという考えもあります。その辺のずれが元になって重大事態をめぐるトラブルが起きるといことだと思えます。そもそも、重大事態という言葉自体が、ちょっと禅問答みたいですが、重大事態と言ったら重大な事態だということに、普通は思いますよね。けれど、疑いがあるときに、もうそれは重大事態と考えなさいという言い方をしています。本当に、重大ないじめなのかと言われると、必ずしもそうではない場合もあります。訴えがあつて、これが重大事態ではないかということがあれば、調査をなささいという話になります。そういうこともありますので、その法律も含めて、本当は自治体レベルから、現実にはちょっと変えた方がいいという声が上がってもおかしくないです。先ほどのガイドラインに関しては、渋谷区は区長名でここがおかしいということを出されていたりもしております。これについては、あまり公表もされておきませんが、そういうこともあります。

また、そのいじめの重大事態の調査をめぐって、先ほど最後の資料で調査部会を3つ立ち上げて、今重大事態として調査中だということですがけれども、実際には、しばらく前に、1人調査員の方が、事情があつてお辞めになりました。本来は、やはりもう1人加えたい、補充しなければいけないという状況にありますが、なかなか新たな委員が決まりません。探せないということで、そういった事態も起きているということも認識しておいていただきたいです。

最後に、委員が、いじめの重大事態が、なぜこういうことになってしまったのかということをお話ししたいとおっしゃっていましたが、何がいけなかったのかわからないというようなご発言もありましたけれども、調査中のもので結論が出ていないものをお伝えするというのはなかなか難しいとは思いますが、やはり結果が出て報告書が出来たら、学校で共有していただくということは、本当に必要なことだと思えます。ぜひ、その点に関しては、私どもの委員会でも改めて強調したいと思っております。

雑駁ですが、いろいろお話を伺っていて感じるが多々ありましたので、お話をいたしました。ありがとうございます。

○区長

ありがとうございました。

いじめ問題の対応について、学識経験者の立場からお話をいただきました。私の方から指名をさせていただき、ご意見等いただきまいましたけれども、せっかくの機会でございますので、意見交換ができればというように考えております。ご発言のある方がいらっしゃいましたら、お願いしたいと思います。

委員、どうぞお願いします。

## ○委員

まず、板橋法曹会について多少ご説明させていただきます。私たちは板橋区内に自宅か事務所がある者たちが集まっている任意の団体です。いわゆる強制加入が必要となる弁護士会とは別で、あくまで任意に参加しているものですが、板橋区との間では、区民相談、法律相談をずっと担当させていただいております。

そして、先ほどお話がありましたけれども、スクールロイヤーという形で希望の委員が集まって、最初は学校法律相談委員会という形で作ったものが、スクールロイヤーとして、今は板橋区内の六つの地域、AからFまでの地域に分かれて、対応させていただいています。校長先生から、私たちへ直接お電話やメールをいただいて、対応しておりますが、その時に、担当者、弁護士として個人で回答した上で、その後にチームで内容について。間違いがないか、あるいはよりよい回答ができないかということも、さらに検討して回答を行っているところです。

私たちはスクールロイヤーとして、学校に関わる法律問題の対応を行っておりますから、いじめ問題ばかりではなく、時には学校で事故が起こった、けがをした子どもがいて賠償問題になるだろうかといった相談や、あるいは著作権の問題が来ることもあります。どういうことかということ、例えば学校のホームページや、あるいは学校が発行する文書にキャラクターを載せて問題にならないかという相談があったりします。また、私達の感覚的に多いのは、親御さんからのクレームに対する対応です。簡単にクレームとは言いにくいところもありますけれども、子ども同士のトラブルに対して、親が学校に対して、話し合いの場に校長先生も同席してくれないかとか、学校で話し合いの場を設けてくれないかといった形のものが多いです。時には、副校長先生が夜間に30分や1時間電話を受けて非常に疲弊されていることに対して、なんとか学校の力になりたいということで活動を行っております。私達から見て、その保護者がどうしても自分の子どもの利害だけを主張されているようなところもあるのですが、本来そのいじめの定義からすると、その子どもが心身に苦痛を受けているという訴えがあるということ自体は、見逃してはいけないところだろうというように思います。

これから、先ほども少しお話がありましたけれども、学校がいじめ問題に対応できるように、その対策委員会に入っていくということで、この9月から参加させていただいています。まだ実際には、動き出してはいませんが、そういった活動が、さらに今後いじめ問題に対して、スクールロイヤーとしていろいろ関わっていく必要も出てくるかと思えます。私たち法律家が、あるいは弁護士が、このいじめ問題に関わる、あるいは調査委員会に関わる一つの大きなポイントは、やはり事実認定だと思います。どういう事実があったのかということをしてできる限り明らかにすることです。ただ、当然私たちには捜査権限もありませんし、責任を追及するような組織でもありません。あくまで、子どもたちや保護者から聞き取ったことや学校の教員から確認できたことをもとに一応の事実認定をします。加害者とされる子どもたちがやったことがどういうことなのかをきちんと認定して、最終的には被害者側には納得されないかもしれませんが、やはり、きちんとした認定ができないと、それは後々しこりが残ってしまうと思えます。

今回の改訂されたガイドラインにも、調査報告書にその辺の事実認定がきちんとできていないものも散見されるということがありました。そういう意味では、私たちが関わる意味があるのかなというように考えています。

一方で、弁護士の立場で考えたときには、やはりいじめ防止対策推進法自体に問

題があるというのも率直なところであり、果たしていじめというもののとらえ方がこれでいいのか、弁護士会の委員会で、この問題に関わっている人たちの意見としては、もしあの法律でいじめをすることがいけないとなったら、もう友達と関わることをやめたほうがいいと、友達と付き合うことによって、自分がなんらかの問題を抱え込む不利益を受けるのであれば、もう何もしないほうがいいのではないかと、いうそういった極端な声も出ていることも聞いています。やはり、私たちは、それではいじめを防止するという本来の目的とは離れてしまうのではないかと、いうところがあって、私たちは憲法13条の個人の尊重が、子どもの中にもきちんと行き渡らないといけないものだと思います。法の目的のところ、人格や個人の尊厳という言葉もありますけれども、やはり改めて考えたときに、いじめの問題はその個人の人格や尊厳を損なうものだけということだけは、やはり忘れてはいけないことかなというように思います。そういう思いを持ちながら、いじめ問題に対して取り組んでいきたいなと思います。また、よろしく願いいたします。

○区長

ありがとうございました。

板橋法曹会への小・中学校におけるスクールロイヤーとしまして、各学校の運営の中における全般的な法律の専門家として、いじめ問題も含めて法律の取り扱いも含めて、ご提言等またご助言、ご意見をいただきました。ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

ご意見がないということでよろしいでしょうか。

それでは、そろそろまとめの時間に入りたいと思います。

本日は、委員の皆様から大変貴重ないじめ防止に関する活動の報告をいただきまして、誠にありがとうございました。

今後とも、委員の皆様と連携を強くしながら、いじめをさせない、見逃さない、許さないまちづくりを推進してまいりたいと考えています。

万が一、いじめに起因するような重大事態が発生した場合や、発生を防止するために必要がある場合においては、対応の協議等を行うために、急遽委員の皆様にご参集をいただくことがあるかもしれませんが、その節は、どうぞ何卒ご協力のほどお願い申し上げます。

本日はお忙しいところお集まりをいただきまして、重ねて御礼申し上げます。皆様からいただきました貴重なご意見を参考にしながら、いじめ防止対策を進めてまいりたいと考えています。

これをもちまして、板橋区いじめ問題対策連絡協議会を閉会とさせていただきます。皆様、ありがとうございました。